

## 地域クラブの指導スタッフ・活動サポーターの詳細

### 1 地域クラブ活動の概要と指導スタッフ・活動サポーターの主な役割

地域クラブ活動は、長岡市中学校部活動及び地域クラブ活動基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、各地域クラブが参加者とその保護者の意向等を踏まえて決定・作成する活動方針、指導方針、活動計画等に従って行われ、地域クラブに属する指導スタッフ・活動サポーターが技術指導等を行います。

指導スタッフ・活動サポーターの地域クラブ活動における主な役割は次のとおりです。

区分	主な役割	報酬額（※1）
指導スタッフ （※2）	主体的に活動実施時の安全管理、技術指導、大会などの引率等を行う。 ※ 競技団体や地域の活動の関係者、大学・専門学校等の学生、希望する教員などを想定	半日 （3時間程度） 5,000円/回
		1日 （4時間半以上） 8,000円/回
活動サポーター	指導スタッフを補助し、主に活動実施時の安全管理（参加者の見守り）を行う。 ※ 参加者の保護者、地域の協力者などを想定	半日 （3時間程度） 3,000円/回
		1日 （4時間半以上） 5,000円/回

※1 報酬額は、所得税、消費税などを含む額です。参加者が負担する参加費から支払われます。

※2 希望によりボランティア（無償）も可能です。ただし、指導スタッフ・活動サポーターとしての登録は必要です。

### 2 資格等要件

資格等の要件は次のとおりです。なお、指導に関する資格については、その有無は問いませんが、地域クラブ活動での指導にあたっては、指定する研修の受講が必須になります。

- (1) 18歳以上であること。ただし、高校生を除く。
- (2) 次の全てに該当すること。（指導人材データバンクの登録時に確認します。）
  - ア スポーツ活動又は文化芸術活動に対する熱意がある。
  - イ 暴言、体罰、ハラスメントその他の不適格な行為（以下「不適格行為」という。）の防止について十分理解しており、現在、不適格行為により教育委員会、中央競技団体、日本スポーツ協会等から処分を受けていない。
  - ウ 過去に性犯罪により有罪になっていない。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する者に該当せず、また、当該規定する者及び同条第 2 号に規定する団体と密接な関係を有する者に該当しない。

オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない。

カ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者に該当しない。

### 3 指導体制等

#### (1) 指導体制

地域クラブ活動の 1 回の指導は、地域クラブに属する指導スタッフ及び活動サポーターのうち 2 人で行います。ただし、一つの会場でまとまって行う種目の場合で、参加人数が多数のときは、必要に応じて 3 人以上で行う場合があります。

#### (2) 指導日

指導日は、休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日とし、長期休業日においても同様）のみで、地域クラブの活動計画において活動日とする日です。年間 40 日以上 55 日以下です。

#### (3) 指導時間

参加者の集合時間から解散時間までとし、基本は 3 時間程度になります。ただし、大会・コンクールや練習試合等で 4 時間半以上になる場合もあります。

#### (4) 指導期間

地域クラブの指導スタッフ又は活動サポーターとして決定した日の属する年度の 3 月 31 日までです。ただし、地域クラブ活動の指導において不適格行為がなく、辞退の申し出がない場合は、以後、1 年ごとに自動更新します。

### 4 指導における具体的な従事内容

指導スタッフ・活動サポーターの具体的な従事内容は次のとおりです。

#### (1) 指導スタッフ

地域クラブ活動の実施と当該地域クラブの管理運営に関する次の事項

ア 活動実施時の安全管理

イ 技術指導

ウ 安全・障害予防に関する知識、技能の指導

エ 大会、練習試合等の引率

オ 用具、施設の点検、管理

カ 参加者及びその保護者等への連絡

キ 活動実績の報告

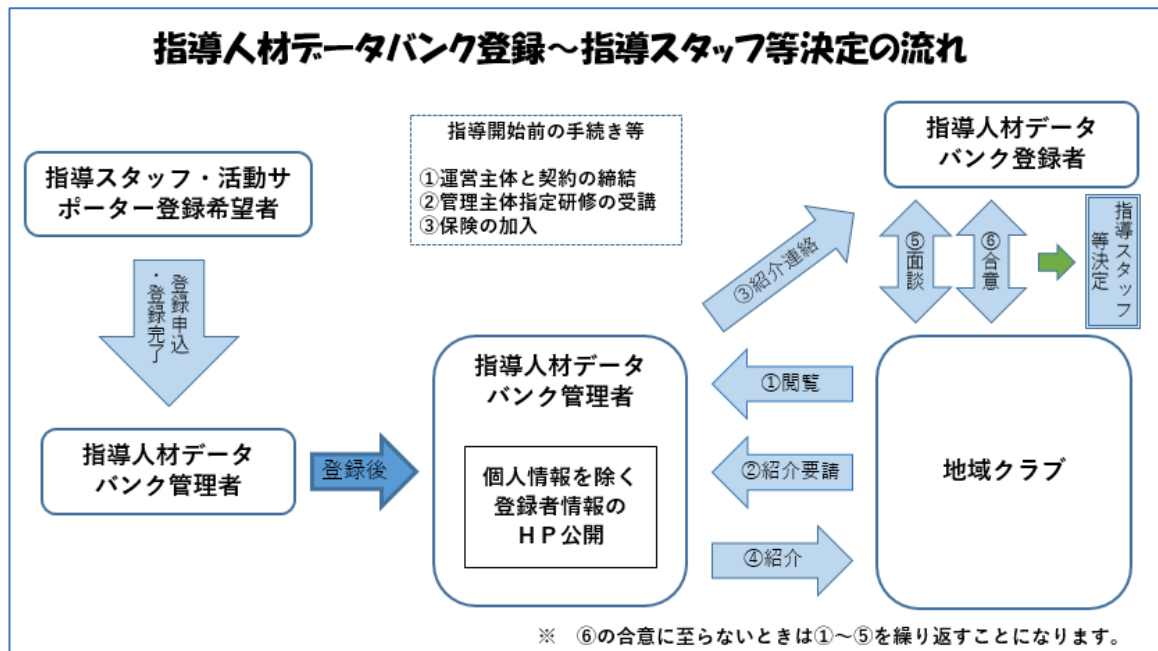
ク 事故発生時の現場対応

- ケ 年間、月間の活動計画の作成
- コ 参加者の保護者を対象とする活動方針、指導方針、活動計画等の説明、意見交換等を目的としたミーティング（年2回）
- サ その他地域クラブ活動の実施、地域クラブの管理運営に必要な事項

(2) 活動サポーター

地域クラブ活動の実施における指導スタッフの補助（参加者の見守りや指導・事故対応の補助など）

5 指導スタッフ・活動サポーターに決定するまでの流れ



- (1) (公財)長岡市スポーツ協会(スポーツ活動)又は(公財)長岡市芸術文化振興財団(文化芸術活動)(以下「指導人材DB管理者」という。)の指導人材データバンクに登録
- (2) 指導人材DB管理者は、氏名、住所、電話番号など個人が特定される情報を除き、指導人材データバンク登録者(以下「登録者」という。)の情報(以下「公開情報」という。)をホームページ等で公開
- (3) 指導人材DB管理者は、指導人材を求める地域クラブからの要請(公開情報から特定の登録者の紹介を要請)に応じて、登録者を地域クラブに紹介
- (4) 紹介を要請した地域クラブの関係者と登録者が面談の上、双方が合意したときに当該地域クラブの指導スタッフ又は活動サポーターに決定

※ 指導人材データバンクの登録のみで地域クラブの指導スタッフ・活動サポーターに決定するわけではありませんのでご注意ください。

## 6 指導開始前の手続き等

地域クラブの指導スタッフ・活動サポーターとして決定した方は、地域クラブ活動を指導する前に、次の手続き等が必要になります。

- (1) 運営主体（（公財）長岡市スポーツ協会）との契約の締結（契約内容については契約時にお示しします。）
- (2) 管理主体（長岡市・長岡市教育委員会）が指定する地域クラブ活動の指導人材向け研修の受講
- (3) 運営主体が指定する自身の傷害や賠償責任等を補償する保険（スポーツ安全保険）の加入。（保険料は自己負担で、保険料未納の場合は指導に従事できません。）

## 7 不適格行為、不適切な活動等への対応

- (1) 指導スタッフ・活動サポーターに次のような行為などが明らかになった場合には、改善に向けた指導、勧告を行います。その上で改善がみられないときは、運営主体と締結した契約の解除などを行います。

ア 指導における不適格行為

イ 指導スタッフ・活動サポーターの意向による基本方針の「適切な休養日等の設定」を無視した過度な活動の実施

- (2) 不適格行為に対しては、種目別コーディネーターや実施団体が設ける相談窓口のほか、競技団体等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処します。

## 8 努力義務

地域クラブの指導スタッフ・活動サポーターとなった方は、担当する地域クラブ活動の充実を図るために、管理主体が指定する地域クラブ活動の指導人材向け研修のほかに（公財）長岡市スポーツ協会など関係団体が主催する研修会に積極的に参加し、技能等の指導のみならず、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関するものを含め、安全・健康管理等の面に配慮できる知識の習得に努めてください。

## 9 個人情報の取り扱い

地域クラブの指導スタッフ・活動サポーターの決定にあたり、指導人材DB管理者から個人情報の提供を受けるときは、当該個人情報は、地域クラブの指導スタッフ・活動サポーターを決定する目的以外には一切使用しません。

## 10 その他

この詳細事項に記載している事項は、変更になる場合があります。